

令和2年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年9月29日（火）9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 8名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
4. 欠席委員 3名
2番 竹 内 正 敏
8番 佐 藤 孝 雄
11番 佐 藤 富 雄
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程
(1) 出席確認
(2) 会長挨拶
(3) 議 事
① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
② 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
③ 非農地証明の発行について
④ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
⑤ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
⑥ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
⑦ その他
(4) その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第9回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんをお願いしたいと思
います。宜しく申し上げます。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条によ
り挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。
農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事と
なっていますので、よろしく申し上げます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1～3号 3件)

議長

続きまして、日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3
件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説
明。

議長

議案1号からですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員が欠席のため事務局より説
明をお願いします。

事務局

はい、議案の1号について事務局より説明します。
申請地は阿蘇野の高津原集落にあります。受人は役場のOBの方で今は退職されて農
業をやっている方です。
申請地の隣接地を受人が小作で作っていたんですが、7月豪雨により進入路が被災
を受けまして田に行く道が無くなったということで、隣にあったこの申請地を購入し
て進入のために使いつつ規模拡大したいということで申請が出ております。
受人は農業をやられていて経営面積も問題ないので問題がないと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長

議案1号につきまして、質疑があればお願い致します。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案1号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案2号ですが、議席番号3番 高田 英委員より説明をお願いします。

3番 高田 英 委員

場所は湯布院町川南の湯布院幼稚園のちょっと下あたりです。受人の家の近くに渡人の土地がありまして、およそ50年前の渡人の祖父の時代に土地を売買したそうなのですがここだけ登記が漏れていたということで、今回申請がありました。

現地は地目が田となっておりますが、お茶畑として利用されておりますので問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、この議案2号について、質問がある方お願い致します。
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんから説明の方お願い致します。

議席番号3番 高田 英 委員

場所は湯布院町川北の八山という地区です。渡人は小学生ぐらいで大分市の方へ転居しておりまして、10年ほど前に相続しそのままにしておりました。受人はJAに勤めていたんですが今年退職しまして、農業をしたいということで自宅のすぐ裏に位置する申請地で自家用野菜を作りたいということです。

現地は耕作はしていなかったんですがそんなには荒れていなくて、少し手を入れればすぐ活用できるような状況で問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、この議案3号について、ご質問があればお願いします。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第2 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第4～6号 3件)

議 長
続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案4号の案件につきまして、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員
では、位置図の3ページと4ページを見てもらおうとよいかと思いますが、ここは周りももう宅地化しているような状況の地区で、ここも分譲地化したいということで売買となったとのこと。
よろしくをお願いします。

議 長
それでは、この議案4号について、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案5号について、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願い致します。

4番 大野 重利 委員
それでは説明します。
挾間町古野の医科大学の真裏ぐらいの位置になるんですが、転用目的が宅地で面積は約1000㎡弱です。これを3筆に分けて分譲ということで、排水先も問題ないと確認しました。
審議の方よろしくをお願いします。

議 長
それでは、この議案5号について、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める

委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、これらの案件 許可相当と認めます。

議 長

続きまして、議案6号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(3番 高田 英 委員 退席)

議 長

それでは、説明を事務局からお願いします。

事 務 局

議案6号についてですが、先月の農業委員会総会で審議をいたしまして一応不許可相当という判断になった案件でございます。

その時の不許可の要因としては配置図に空白部分が多く適正な転用面積ではないのではないかということで、不許可相当という判断をいただきました。

その後、県とも相談しつつ業者の方と話をしたのですが、業者の方がちょっと修正をするという話になりまして、配置図の修正を行ったものが資料の12ページの図です。

それで、農業委員の方は先月の案件なので覚えている方もいるかと思いますが、前回の図面と比較するとパネルの設置で使用する部分が広がっており、空白部分が減っている形となっております。

このような修正をされましたので、一応事務局の方としてはこれぐらいの利用面積となるならいいんじゃないだろうかということで判断をいたしまして、再度委員会での審議をいただきたいということで今月再度上げさせていただいております。

この図面で農業委員の方々のご判断をいただきたいということです。よろしくお願いします。

議 長

それでは、この議案6号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、これらの案件 許可相当と認めます。

高田委員さん、お入りください。

(3番 高田 英委員 入室)

高田委員さんに報告します。全員一致で許可相当という意見に決定しました。

3番 高田 英 委員

ありがとうございました。

9 番 佐藤 一富 委員
ちょっといいですか。

議 長
はい、佐藤委員さん、どうぞ。

9 番 佐藤 一富 委員
あの一、改良区に関連してなのですが。この案件ではないのですが、皆さんご存知かと思いますが谷地区の農免道路沿いの場所がありまして、太陽光のパネルを設置する造成地で当初の説明とかけ離れた作業をされており、先日の大雨でかなりの土砂が流出しています。
当初はそういうやり方をしませんということだったのが途中で変わっており…、こういうのって何か指導の方法あるんですかね。水路はかなり迷惑しているし。

4 番 大野 重利 委員
どこですか。一回現地確認行ったところ？

1 番 坂本 成一 委員
そうそう。あのトンネルの近所。
あそこは大規模に重機を入れれないという話でこちらは許可を出してるんですよ。それを実際は重機が何台も入って掘り返している。
だから、あの下の水路が詰まらないといいけどなあって心配していたけど。

議 長
城山のところですか？

事 務 局
まだ先。挟間のトンネルのところ。

議 長
ああ、あの案件。
まあ、この議案とは関係ないけどということですね。

9 番 佐藤 一富 委員
これはね、今後にも影響するのではないかなって思うんですよ。
ここはどれくらい造成するのかは知らんけど、あそこまで審議したのと違うんじゃない。まして地元説明会で立ち会った時の話と全然違うている。

4 番 大野 重利 委員
どうしてるの。ブルドーザーでせり落としてるわけ？

9 番 佐藤 一富 委員
大きなユンボを2台ぐらい持ってきて全部表土を剥いで均してる。

事 務 局
段々だったのを造成して平らにして途中に作業道みたいなのを作って、そういう基盤整備みたいになっているんだけど、当初はそういう話ではなくて田の元々の形を利用

してパネルを設置するって言ってたから、まさかあんなに大きな規模で重機を入れるようなことではなかったかと思います。

4番 大野 重利 委員
そういう説明でしたよね。

議 長
そうですね、あのときは土地の形状に合わせてパネルを張るって言うていたはず。

事 務 局
今日の午後から大分県の事務局長会議があるのでちょっと相談してみたいと思います。

それとですね、この場を借りてついでになるんですが、当初駐車場ということで転用許可を取って、その後住宅を建てたりする人もいます。農地から雑種地とかいろいろな地目に変われば勝手にできるというか、当初農業委員さんも現地確認に行ったときにそういう話じゃなかったじゃないかって言っても、農地から雑種地に変わってその後建物を建てられたりする案件があります、若干最近悪質業者のような感じで。だから、そういうのがどうにかできないのかということで、午後から県の会議がありますので聞いてみて、いい対策があれば次回報告したいと思います。

谷の件については私どももわかっているんですけども、実際止められるかと言えば、重機が来てるのをやめてくれというのは難しい。

今回のも佐藤孝雄委員さんからもどうにかできないのかと連絡もありましたが、許可後だったのでああいうふうにするとは聞いていなかったなどは思いましたが、急ぎで土羽を造成したようですので、その点も含んで当初計画と若干違うようなので、そういうことについて聞いてみたいと思います。

答えにはなりませんけど、すみません。

9番 佐藤 一富 委員
それでね、土砂が落ちない対策を早急にとってもらう方法はないのかなって思うんですよ。もうかなりの量が水路に入っているの。こんな状況じゃあ下の農家、水路を使っている人たちが困るんで。

まあ、これは水路が直接話をしないといけないことなんでここでは言うだけにとどめときますけど、そういうことでお願いします。

■日程 第3 「非農地証明の発行について」

(議案第7号 1件)

議 長
日程第3 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第3 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

資料冊子の17ページを見ていただきたいのですが、役場の近くのかぐらちややぐらいから見えるんですけども、そこから庄内町の総合運動公園の方を見上げると7月の豪雨の際にかなり大規模に斜面崩壊が発生していた箇所がありますが、その土砂に巻き込まれた形でこの農地があります。

もともと荒廢地に近い状況で耕作しておらず、草刈りぐらいはしていたらしいんですが、

もう上がる道もないような傾斜の上側の部分で今回土砂崩れに巻き込まれて復旧を行えるような土地でもないので、今回は災害の被害によりということでは非農地証明を出してはどうかということでは上げております。よろしくお願ひします。

議 長

では議案7号ですが、ご質問のある方よろしくお願ひします。

10番 麻生 秀昭 委員

ここはこのあとどうなるんですか？

議 長

事務局、説明をお願いします。

事 務 局

現地はわざわざ土砂を田んぼのように形成するような土地ではないんですけど、崩れた法面を片づけるときにならずとか擦り付けるとかはするかもしれないです。

ただ、農地災害復旧事業のようにきちんとした農地の形に戻すような土地ではないと思っています。なので、法面工事の際に簡単にならずぐらいかなと思っていますが、特別利用する計画はないのかなと思います。

10番 麻生 秀昭 委員

あの一、総合グラウンドとか庄内の中央公民館から庄内を見渡すときの景観に影響するかなと思うんでできればいい形で残してもらいたいなど。

事 務 局

法面の復旧はスポーツ振興課の方で予算が上がっていたと思います。ただ、現地は下から見てもわかってもらえるかと思いますが、トラクターとかが行く道が昔からなくなってしまっているような所で、耕運機が言っても転回もできないような田が何枚もあったようなところが土で埋まってしまったので、多分土羽を打つんじゃないかなと思っています。

麻生委員さんの言うとおりの、国道からも見えて目立つところだし、上から見ても景観がいいところなので、妙なふうにはしないと思うんですけど農地としては非農地を出してもいいのかなということ、スポーツ振興課の方にはそういう意見も出たということでは伝えたいと思います。

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第8～12号 5件)

議 長

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

では議案8号からですが、これは継続の案件です。質問があればお願い致します。

（9番 佐藤 一富委員より挙手有り。）

佐藤一富委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

これ、受け手は認定新規就農者になっているんですが、この人はイチゴの栽培でしょ？この人はどこかで研修か何かやってた人ですか？

事務局

借り手は挾間町でイチゴの栽培を行っている人なんですけど、もうイチゴを初めて3年～5年ぐらいにはなるかなと思うんですけど、新規就農ということで補助金とかを貰っているんで扱いとしては認定新規就農者ということになっています。

今回は規模拡大で新たに借りるということです。

9番 佐藤 一富 委員

今回の土地、庄内町西ってどのあたりですか？

事務局

多分下武宮ぐらい。貸し手の家の近くじゃないかなと。

9番 佐藤 一富 委員

まあ、本人がやるというなら仕方ないんだけど…、ただ…。

事務局

まあ、住所と場所が離れてるというのはわかります。挾間と庄内でやるということでしょう。

他に質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案8号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案9号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案9号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案10号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案10号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案11号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案11号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案12号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案12号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第5「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」

(議案第13号 1件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）、議案朗読説明。

議 長

それではこの議案13号の案件、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案13号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第6「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議 長

それでは議案14号の案件、質問があればお願いいたします。

（3番 高田 英委員より挙手有り。）

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

利用権の設定する者の欄にかっこ書きで所有者名が入っているものがありますが、これは相続人ですか？確認は取れていますか？

事 務 局

かっこ書きのところは相続登記が終わっていないところで、かっこ内の名前がお父さんだったりお爺さんであったりするもうなくなっている方です。で、その上に係れているのが現在管理されている方で今回同意されている方となっております。

3番 高田 英 委員

つまり、相続人の一人ということですね。

事 務 局

そうです

他にご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案14号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。